

## 下野市災害廃棄物処理計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について

### 1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 閲覧方法
- ・市ホームページ
  - ・文書閲覧
    - ①環境課（下野市庁舎2階）
    - ②市民課石橋窓口（石橋公民館）
    - ③市民課南河内窓口（南河内公民館）
- (2) 意見募集期間 令和3年1月6日（水）～令和3年1月26日（火）午後5時15分
- (3) 意見提出方法 郵送、FAX、Eメール、直接持参

### 2. 意見募集の結果

- ・意見提出者数 3名（郵送3名）
- ・意見提出件数 4件

意見の概要	意見の内容	意見に対する市の考え方
災害廃棄物の 処理について	災害によって被災した「自動車」の処理処分については、市が対応するのですか。	廃自動車の処理は、原則所有者の責任により対応していただくものとなります。 所有者が不明な場合は、仮置場で保管し、一定期間公示し、所有者を明確にし、自動車リサイクル法に則って処理を行います。
	事務所等から発生する災害廃棄物については、市で処理していただけるのですか。	事業所において発生した災害廃棄物は、原則、事業者が処理を行うものとなります。 住居と店舗が併設している場合は、家庭から排出された災害廃棄物について、本計画上で処理の対象となります。
	宅地以外の所有する土地、田畑等に漂着したごみの処理はどうなりますか。	漂着した廃棄物の性状によりますが、飛散しているものの収集・分別、処理施設（又は仮置場）への運搬については、原則として、土地所有者自ら行っていただきます。
	災害廃棄物として、処理できない廃棄物がありますか。	事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、本計画上では、災害廃棄物として処理の対象外となっております。事業者自らの責任において適正に処理いただく必要があります。